証券コード　4341
平成28年６月６日

株　主　各　位

兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
西　菱　電　機　株　式　会　社
代表取締役社長　西　岡　伸　明

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月23日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時（午前９時より受付開始）
２．場　　所　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
伊丹シティホテル　３階　光陽の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第50期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第50期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.seiryodenki.co.jp/) に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．当社グループの現況

(1) 事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用情勢や企業収益に改善が見られ緩やかな回復基調が続いた一方で、消費税率引き上げによる消極的な消費マインドに加え、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化などが国内景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの関連する業界の状況は次のとおりであります。情報通信端末事業では、スマートフォンやタブレット型多機能端末市場は堅調に推移しておりますが、携帯電話通信料の引き下げや端末購入補助の適正化などのタスクフォースの影響、ＭＶＮＯ（仮想移動体通信事業者）端末の台頭、携帯電話ショップでの多岐にわたる商品・サービスの取扱開始など市場は大きく変化しております。情報通信システム事業では、大規模災害などから国民の安心・安全・快適な暮らしを守る社会インフラの整備・強化が求められております。また、ＩＰ無線（携帯電話網を活用した無線）などを含むＩｏＴの進展による、顧客ニーズの拡大、多様なプレーヤーの市場参入など市場が活性化しております。

このような状況のもと、当社グループの連結業績は、情報通信端末事業は増収となりましたが、情報通信システム事業において受注が減少したことから前期に比べ減収となりました。また、企業価値拡大に向けた投資は引き続き積極的に推進したほか、減収の影響を吸収するべく効率化による人件費・経費の削減、原価低減などに努めました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高207億38百万円（前期比5.9％減）、営業利益２億62百万円（同11.1％減）、経常利益２億50百万円（同11.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は１億44百万円（同3.7％増）となりました。

当社は、平成28年に創立50周年を迎えます。創立50周年を迎えるにあたり、平成28年１月に経営理念・経営基本方針・コーポレートロゴをリニューアルいたしました。これらのもと、新生西菱電機グループとして更なる企業価値の向上を目指してまいります。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

情報通信端末事業

情報通信端末事業の連結業績は、前期に比べ増収・増益となりました。

携帯端末販売は、平成27年11月に大型ショッピングモール「ららぽーとＥＸＰＯＣＩＴＹ」へドコモショップ・ａｕショップを移転したことなどから販売台数が堅調に推移したほか、付帯商品・サービスの販売強化にも取り組んだ結果、販売単価も上昇しました。パソコン販売は、パソコン市場が低迷する中、物品販売の売上高は減少しましたが、地域に愛されるサービス中心の店創りを推進した結果、保守サービスの売上が増加しました。携帯端末修理再生は、メーカーの国内修理拠点１拠点化に当社が選定されたことにより修理台数が増加し、前期に比べ増収となりました。一方、修理受付品が急激に増加したことから未修理品の在庫が増え、それを短期間で解消するべく、設備・技能者の投入など計画外の投資を行ったことから利益は厳しいものとなりました。携帯電話ショップ向けに開発した店舗運営システム（発券機システム）の納入は、全国のドコモショップ累計700店舗に達したほか、異なる業種・業態のお客様への拡販として、神奈川県藤沢市役所のマイナンバー特設窓口で採用されるなど待ち時間の短縮や窓口業務の効率化に貢献しております。

これらの結果、情報通信端末事業での売上高は87億72百万円（前期比12.4％増）、営業利益は５億58百万円（同10.6％増）となりました。

情報通信システム事業

情報通信システム事業の連結業績は、前期に比べ減収・減益となりました。

通信システム・映像システムの保守業務やクラウドサービスなどのストックビジネスは引き続き堅調に推移しました。一方、ＩＰ無線機器の販売台数の減少、官公庁の通信工事予算執行の減少などによる受注の減少、連結子会社である西菱電機エンジニアリング株式会社の受注減少などにより、前期に比べ減収となりました。また、企業価値拡大に向けた投資として、ラジオ再放送システム（高速道路等のトンネル内においてAM・FM放送や道路情報を、非常時には緊急避難情報等をカーラジオを通して道路通行者に伝達するシステム）をはじめとする各種システム開発、販売促進、社内体制強化などを引き続き積極的に推進しました。

これらの結果、情報通信システム事業の売上高は119億65百万円（前期比16.0％減）、営業利益は７億23百万円（同5.1％減）となりました。

事業別の概況

区　　分	売上高(百万円)	前期比増減率(%)	構成比(%)
情報通信端末事業	8,772	12.4	42.3
情報通信システム事業	11,965	△16.0	57.7
合　　計	20,738	△5.9	100.0

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てております。

西菱電機グループ経営理念・経営基本方針

経営理念

西菱電機グループは、優れた「ビフォア」サービス・「イン」サービス・「アフター」サービスを通して、会社に係わるすべての人々に喜びを提供します。

経営基本方針

会社に係わるすべての人々との信頼関係を築き、情報通信ビジネスのOnly OneでNo.1を目指します。

①私たちは、魅力ある製品・サービスを通して、感動と喜びをお届けします。
②私たちは、グループ一体となって、「安心」と「信頼」の西菱品質をお届けします。
③私たちは、情熱を持って仕事に取り組み、家族や社会に誇れる会社を創ります。
④私たちは、グループのコミュニケーションを高め、活気ある会社を創ります。
⑤私たちは、企業価値を高め、永続的に成長・発展する企業を目指します。
⑥私たちは、すべての製品・サービスを通して、豊かで安心・安全・快適な社会の実現に取り組みます。
⑦私たちは、企業活動を通して、地域社会の発展と地球環境の保全に貢献します。
⑧私たちは、いかなる時も誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は１億34百万円であります。その主なものは、情報通信端末事業では携帯電話ショップの移転や、東日本端末修理センターの移転等であります。情報通信システム事業では自社利用ソフトウェアの取得や、ラジオ再放送システムの開発に係る資産等であります。管理部門では本社改修工事に係る費用等であります。

③ 資金調達の状況

特定当座借越枠（コミットメントライン）を２行にて合計25億円設定しております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第47期 (平成25年３月期)	第48期 (平成26年３月期)	第49期 (平成27年３月期)	第50期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高(百万円)	18,508	25,926	22,046	20,738
経　常　利　益(百万円)	655	1,137	281	250
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	444	652	139	144
１株当たり当期純利益（円）	127.03	186.55	39.75	41.23
総　資　産(百万円)	11,490	14,825	13,159	10,918
純　資　産(百万円)	4,589	5,056	5,104	4,939
１株当たり純資産(円)	1,311.93	1,445.29	1,459.08	1,412.00

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、中長期視野での事業規模拡大・収益力増強に向け、各種システム開発、販売促進、新規市場・新規事業開拓などへの積極的な投資を引き続き推進するとともに、事業別では以下の施策を実行することにより企業価値の向上を目指します。

情報通信端末事業

携帯端末販売では、携帯電話通信料の引き下げや端末購入補助の適正化などのタスクフォースの影響、ＭＶＮＯ端末の台頭、携帯電話ショップにおける生命保険・電力をはじめとする商品・サービスの取扱開始など大きな転換期を迎える中、顧客満足度の向上を目指し、お客様にお選び頂ける店舗創りに取り組みます。店舗運営システムについては、全国のドコモショップ及び異なる業種・業態のお客様への拡販に引き続き取り組みます。携帯端末修理再生では、修理受付台数の増加に対応する生産体制の早期整備を進めるとともに、生産性の更なる向上を図ります。また、パソコン販売では、地域に愛されるサービス中心の店創りを継続します。

情報通信システム事業

官公庁のお客様向けでは、防災・減災対策の充実、インフラ老朽化対策の推進などに公共予算が投下されていることから、堅調に推移すると予測しています。このような中、各種防災行政無線システムや河川監視システムなどを中心に防災・減災需要の取込、保守などのストックビジネスの確保に取り組みます。また、当期に開発を開始したラジオ再放送システムを市場投入するなどソリューション製品の拡販を図ります。民間のお客様向けでは、カーナビゲーション一体型ＩＰ無線機などの拡販に注力するほか、お客様のニーズにお応えするべく様々な情報通信システムをソリューションとして提供してまいります。更には、海外市場への参入・新規事業分野への進出も視野に、体制構築を進めてまいります。ＩＰ無線システムなどのクラウドサービスについては、更なるサービスの安定化とよりよいサービスの提供に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
コムテックサービス株式会社	50	100	携帯情報通信端末の販売
西菱電機フィールディング株式会社	14	100	情報通信機器等の技術サービス
西菱電機エンジニアリング株式会社	60	100	無線通信機器等の開発、設計、製作並びに販売
鳥取西菱電機株式会社	10	100	無線通信機器等の開発、設計

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の状況

当社は三菱電機株式会社の持分法適用の関連会社にあたり、同社は当社株式を812千株（議決権比率23.2%）保有しております。

なお、当社グループと同社との当連結会計年度中の取引は、仕入高全体の11.1%、売上高全体の16.0%の割合を占めており、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社４社で構成されており、事業内容は次のとおりであります。

事業	主要業務
情報通信端末事業	携帯情報通信端末の販売 携帯情報通信端末の修理再生 パーソナルコンピュータ及び関連商品の販売並びに修理再生
情報通信システム事業	官公庁向け情報通信機器及びシステムの販売並びに販売支援 民間会社向け情報通信機器及びシステムの製作及び販売 情報通信機器及びシステムの据付、保守、修理、運用等の技術サービス 無線通信機器及び制御盤等の開発、設計、製作並びに販売

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	兵庫県伊丹市
猪名寺事業所	兵庫県尼崎市
大阪支社	大阪市北区
東京支社	東京都港区
神奈川営業所	横浜市西区
東日本端末修理センター	東京都江東区

（注） 東日本端末修理センターは、平成27年11月に東京都江戸川区から移転いたしました。

② 子会社

名称	本社所在地
コムテックサービス株式会社	大阪市北区
西菱電機フィールディング株式会社	横浜市西区
西菱電機エンジニアリング株式会社	兵庫県伊丹市
鳥取西菱電機株式会社	鳥取県鳥取市

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前期末比増減
580（222）名	32名増（9名増）

（注） 使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
427（155）名	87名増（98名増）	39.3歳	13.0年

（注）１．使用人数は就業人員で、正社員と受入出向者であります。また、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．使用人数が前期末に比べ87名、臨時雇用者数が98名増加しておりますが、その主な理由はグループ内の異動によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	350
株式会社三井住友銀行	150

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　　12,000,000株

②　発行済株式の総数　　3,500,000株

③　株主数　　1,318名

④　大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
三菱電機株式会社	812,000	23.21
西岡伸明	614,000	17.55
西岡孝	280,000	8.00
西菱電機従業員持株会	136,200	3.89
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	83,000	2.37
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	59,000	1.68
株式会社三井住友銀行	48,000	1.37
秦康明	41,000	1.17
後呂勝博	40,000	1.14
西岡迪子	34,000	0.97

（注）　持株比率は、自己株式（1,759株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西　岡　伸　明	
専務取締役	後　呂　勝　博	経営企画・子会社担当
常務取締役	西　井　希　伊	事業担当
取　締　役	濱　津　俊　男	監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当
取　締　役	藤　原　敏　夫	経営企画・財務担当
取　締　役	小　西　新太郎	小西酒造株式会社代表取締役社長
常勤監査役	秦　　康　明	コムテックサービス株式会社監査役 西菱電機フィールディング株式会社監査役
監　査　役	池　内　久　夫	
監　査　役	森　　弘　史	三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所 経理部長

（注）１．取締役小西新太郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役池内久夫及び森弘史の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役小西新太郎及び監査役池内久夫の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。
４．監査役池内久夫及び森弘史の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役池内久夫氏は、株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）塚口支店長及び神保町支店長を歴任するなど、金融機関の実務・経営に携わっていたほか、事業会社の専務取締役として経営に携わった経験があります。
・監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であり、同社の経理部門において長年にわたる経理業務の経験があります。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
(1) 就任
平成27年６月25日開催の第49回定時株主総会において、小西新太郎氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
(2) 退任
該当事項はありません。
６．当事業年度末日後の取締役及び監査役の異動
該当事項はありません。

7．株主総会に付議する、取締役及び監査役候補者の指名・選任を行うに当たっての方針と手続は、以下のとおりであります。

(1) 指名方針

・取締役候補者

当社の業務内容に精通するとともに業界内外における豊富な人脈や幅広い知識を兼ね備え、適切な意思決定や経営判断が行えること。また、経営に必要となる知識や経験を有し、適切なリスク管理を行うことができること。

・社外取締役候補者

業務執行の機動性の観点から、企業経営における幅広い経験と知見に基づく経営判断力があること、もしくは、専門分野の知見を有し、公平・中立な立場から客観的に当社経営に対して監督・助言ができること。

・監査役候補者

当社の業務内容に精通した常勤者のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、もしくは法令や定款の遵守、財務・会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が行えること。

(2) 指名手続

・取締役候補者

代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

・監査役候補者

代表取締役社長が監査役会とあらかじめ協議して候補者を選定、監査役会の同意を得て代表取締役社長が原案を提出し、取締役会にて決定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、当社と社外取締役及び各監査役とは、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系となるよう設計し、適正な評価を行うことにより、業績向上に資することを目的としております。取締役の報酬総額は平成20年６月25日開催の第42回定時株主総会で決議されており、取締役会の決議をもって報酬を決定しております。取締役の報酬体系は、退職慰労金と役員賞与を廃止し、より業績との連動性を高めた月額報酬制度にしております。具体的には、役位に応じた基本報酬に、前期の業績に応じて支給額を算定する業績報酬を加算する業績連動型報酬体系にしております。なお、社外取締役及び監査役については、月額報酬のみの支給としております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取　締　役	6	219
監　査　役	2	18
合　計	8	237

（注）１．監査役の員数は３名ですが、無支給者が１名いるため支給員数と相違しております。
２．社外役員２名に対する報酬等の総額は10百万円であり、上記報酬等の総額に含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役小西新太郎氏は、小西酒造株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

・監査役森弘史氏は、三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の経理部長であります。当社は同社との間に同社製品の販売・据付・修理・保守点検等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役小西新太郎氏は、平成27年６月25日就任以降に開催された取締役会９回のうち８回に出席しております。

監査役池内久夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回のうち12回に出席しております。

監査役森弘史氏は、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び意思決定を行っております。

各社外監査役は、法令や定款の遵守、財務、会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的に開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る報酬等の額

区　　分	報酬等の額(百万円)
1．当社が支払うべき報酬等の額	19
2．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行いました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役は、会社法第355条の忠実義務が職務執行の根幹をなすものであると認識し、法令及び定款の遵守を基礎として経営方針を立案するとともに、これらを具体的に体系化した社内規則集を作成し、イントラネットで全社に公開します。

（運用状況）

新たな経営理念を制定し、併せて経営基本方針及び社員行動指針も新たに制定しました。また、これらの浸透を図るべく、グループ子会社も含めた全社員を対象に説明会及び研修を開催したほか、これらを記載したカードも配布しました。社内規則集は、新規制定または改定後速やかにイントラネットで全社に公開しております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「稟議規則」「情報資産管理規程」「文書管理規程」その他の関連社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る情報の記録は保存場所・情報セキュリティ・保存方法・保存年数等を定めて担当部門が保存及び管理を行い、取締役及び監査役が容易に閲覧することができるようにします。

（運用状況）

取締役会議事録は人事総務部門が、稟議書は内容に応じて経理部門及び人事総務部門が保存及び管理を行い、それぞれ取締役及び監査役の閲覧に供しております。

ロ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規則」に基づきコンプライアンス違反、環境、品質、災害、情報セキュリティ等に係る全社横断的なリスクにつき、平時において社長を委員長とする「危機管理委員会」及びその傘下の「安全衛生委員会」「情報セキュリティ委員会」等において現状把握及び対応策の検討を行い、危機防止策を各部門の長の責任において実施します。

万一これらの事態が発生した場合には、危機管理規則、事業継続計画（ＢＣＰ）等に基づき社長を本部長とする対策本部の設置、対策チームの設置、適確な広報の実施等により事業を継続し損害を最小限に抑える方策を実施します。

（運用状況）

危機管理委員会１回、安全衛生委員会２回、情報セキュリティ委員会３回を開催したほか、危機管理会議、安全衛生会議等の各実務者会議を毎月開催しました。また、ＢＣＰを発動するような事態は発生しませんでした。

ハ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、次のような施策を実施します。

ⅰ．取締役会で決定された経営目標を各部門において具体化することにより経営計画を策定し、毎月開催される「執行役員会議」において進捗状況をフォローし、必要に応じて見直しを行うことにより目標の共有化に基づく業務執行の効率化を図ります。

ⅱ．執行役員制度を導入し、業務執行における決定権限を大幅に委譲して業務を迅速に行うとともに、「職務分掌規則」及び「職務権限規則」により各部門の長の権限を明確化し、業務の重複を防ぎ効率的に業務を遂行します。

ⅲ．金融商品取引法第24条の４の４に規定する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制）を構築し運用します。

（運用状況）

執行役員会議を毎月開催し、取締役・監査役・執行役員その他経営陣が出席して経営上の重要事項について議論しました。財務報告に関する内部統制は、各部門が遂行し、内部監査部門が監査を行った結果を内部統制委員会において確定し、社長に報告・承認を得ております。

ニ．当社社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

コンプライアンスを経営方針の重要な柱とし、この方針は様々な場において全社へ周知徹底するとともに、次のような施策を実施します。

ⅰ．「コンプライアンス行動指針」を制定し、職務執行におけるコンプライアンスについて具体的な指針を示し、社内に周知します。

ⅱ．「コンプライアンス基本規則」を中心に「就業規則」「営業規則」「個人情報保護管理規程」「インサイダー取引等管理規程」「安全衛生管理規程」「内部通報制度規程」「安全保障輸出管理規則」その他のコンプライアンスの実効性を担保するための社内規則を制定・運用します。

ⅲ．コンプライアンスの重要性及び社内規則の内容を周知徹底するための従業員等に対する社内教育を実施します。

ⅳ．「内部通報制度規程」に基づき、外部の弁護士及び内部監査部門を通報窓口とする内部通報制度を整備し運用します。

ⅴ．社長直属の内部監査部門による内部監査を継続的に実施し、指摘事項については被監査部門に対して社長名で改善指示を行い、履行状況のフォローアップを行います。

ⅵ．反社会的勢力との関係を遮断し今後も取引その他一切の関係を持たないことを、「コンプライアンス行動指針」に明記し、契約書への必要な条項を規定するなど徹底した運用を行います。

（運用状況）

コンプライアンスについては、様々な場において、常に社長自らその重要性を強調することにより全社に徹底を図っております。また、コンプライアンスを新入社員研修の項目に加えるとともに、全社員（グループ社員を含む。）に対しては、ｅラーニングその他の方法で社内教育を実施しました。社内規則については、関連法令の改正に基づき「安全保障輸出管理規則」の改定を行うとともに、「内部通報制度規程」を改定して対象をグループ子会社まで拡大しました。内部監査部門による監査（財務報告に関する内部統制監査を除く。）は、計４回、４拠点（グループ子会社を含む。）について実施し、監査報告書をもって社長に報告され、必要に応じて改善指示が出されました。また、前期の改善指示事項については、フォローアップを行っております。契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、主要な事業所において不当要求防止責任者を選任し、警察等外部機関や関係先からの情報収集及び社内周知に取り組みました。

② 企業グループとして子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、当社と企業グループを形成する４つの子会社（すべて完全子会社）に対して、グループとしての業務の適正を確保するために、次のような施策を実施します。

イ．子会社に対し企業グループの一員としての適正な管理を行うとともに、その経営の自主性を尊重し、子会社との取引においてはその利益を害することがないよう留意します。

ロ．「関係会社管理規則」に基づき、子会社の取締役の業務執行状況について所管部門を通じて当社所管取締役に対し随時報告が行われ、必要に応じて当社取締役会に報告されます。また、毎月開催される当社「執行役員会議」において各所管部門より子会社の業績等が報告されます。

ハ．子会社を当社の安全衛生管理、情報セキュリティ管理に関する委員会のメンバーとして情報と問題意識を共有します。また、子会社の危機管理に関する体制構築を、規則の制定等につき指導します。

ニ．企業グループとして経営計画を策定し、子会社についても経営目標及び予算を設定することにより、子会社がグループの一員として効率的な業務執行を行うことができるようにします。

ホ．子会社の監査役には、当社監査役または専門的な知見を有する社員が兼務し、当社と一体として監査を行います。また、「関係会社管理規則」に基づき、当社内部監査部門が子会社に対して内部監査を実施します。

ヘ．各子会社においてコンプライアンス体制の整備を推進し、必要な社内規則の制定・施行、教育の実施等を指導します。

（運用状況）

グループ子会社４社の業績については、第２四半期決算及び通期決算についてそれぞれ取締役会に報告されるとともに、毎月開催される執行役員会議において各社の業績が所管部門から報告されました。また、各社はそれぞれ社内規則集が整備されております。当社の内部監査部門は、毎年グループ子会社のうち１社を選定して監査を行うとともに、前期に監査を行った子会社についてフォローアップを行っております。

③　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は監査役会設置会社であり、監査役が監査の実効性を確保するため、次のような施策を実施します。なお、監査役を補助するスタッフは現在設置していませんが、監査役より設置の申し出があった場合は、その身分の独立性・指示の実効性も含めた対応を検討します。

イ．監査役会が制定する「監査役会規則」、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」を社内規則と位置付け、社内規則集に掲載し全社に周知することにより、監査役が監査を円滑に行えるようにします。

ロ．監査役は、当社内部監査部門及び子会社監査役と定期的に情報を交換することにより、当社及び子会社の業務執行の状況について報告を受けるとともに、情報を共有化します。

ハ．監査役は、当社及び子会社の取締役及び従業員から直接必要な報告を受けることができ、また報告した者はそのことを理由として不利益な扱いを受けることはありません。

ニ．監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該職務の執行に必要なものでない場合を除き、監査役と協議した手続きに従い当社がその費用を負担します。

ホ．監査役は、「執行役員会議」をはじめとする重要な会議に出席することにより、当社及び子会社の具体的な職務執行の状況を直接把握することができる等、必要な追加情報を容易に得ることができます。

（運用状況）

「監査役会規則」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」について、それぞれ法令改正等に伴う改定を実施し、社内規則集に掲載しました。監査役と内部監査部門、子会社監査役との連絡会は計11回実施しました。監査役は、各部門（グループ子会社を含む。）に対する往査も実施し、業務執行の状況について報告を受け、説明を求めるなどの情報共有を行うとともに、執行役員会議だけでなく、危機管理委員会、安全衛生委員会等の重要な会議に出席したほか、各会議議事録等の情報を確認しました。なお、監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しております。

（注）この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,042**	**流動負債**	**5,489**
現金及び預金	949	支払手形及び買掛金	4,055
受取手形及び売掛金	6,645	短期借入金	100
商品及び製品	508	１年内返済予定の長期借入金	159
仕掛品	185	未払法人税等	67
原材料	281	賞与引当金	244
繰延税金資産	205	短期解約損失引当金	9
その他	266	製品保証引当金	7
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	26
固定資産	**1,876**	工事補償引当金	20
有形固定資産	**1,003**	その他	799
建物及び構築物	594	**固定負債**	**489**
機械装置及び運搬具	12	長期借入金	240
工具、器具及び備品	113	繰延税金負債	1
土地	278	退職給付に係る負債	91
建設仮勘定	3	資産除去債務	37
無形固定資産	**203**	その他	118
ソフトウェア	83	**負債合計**	**5,979**
のれん	119	（純資産の部）	
その他	0	**株主資本**	**5,086**
投資その他の資産	**669**	**資本金**	**523**
投資有価証券	127	**資本剰余金**	**498**
繰延税金資産	130	**利益剰余金**	**4,065**
その他	462	**自己株式**	**△1**
貸倒引当金	△50	**その他の包括利益累計額**	**△146**
		その他有価証券評価差額金	**30**
		退職給付に係る調整累計額	**△177**
		純資産合計	**4,939**
資産合計	**10,918**	**負債・純資産合計**	**10,918**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		20,738
売上原価		16,305
売上総利益		4,432
販売費及び一般管理費		4,170
営業利益		262
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
投資有価証券売却益	11	
保険事務手数料	2	
その他	8	26
営業外費用		
支払利息	4	
支払手数料	3	
店舗等解約費用	6	
固定資産除却損	2	
貸倒引当金繰入額	15	
その他	6	37
経常利益		250
税金等調整前当期純利益		250
法人税、住民税及び事業税	56	
法人税等調整額	49	106
当期純利益		144
親会社株主に帰属する当期純利益		144

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523	498	4,061	△1	5,081
当期変動額					
剰余金の配当	―	―	△139	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	144	―	144
自己株式の取得	―	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	4	―	4
当期末残高	523	498	4,065	△1	5,086

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	55	△32	22	5,104
当期変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△139
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	144
自己株式の取得	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	△144	△169	△169
当期変動額合計	△24	△144	△169	△164
当期末残高	30	△177	△146	4,939

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　４社

連結子会社の名称

コムテックサービス株式会社、西菱電機フィールディング株式会社、
西菱電機エンジニアリング株式会社、鳥取西菱電機株式会社

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品及び製品…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、パーソナルコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料…… 主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～39年
機械装置及び運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 短期解約損失引当金……

当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 製品保証引当金……

製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金……

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

⑥ 工事補償引当金……

工事請負契約書等に基づく、工事の瑕疵担保期間内に発生する補償費用に備えるため、過去２年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合	工事進行基準によっております。
・上記の要件を満たさない場合	工事完成基準によっております。
・決算日における工事進捗度の見積方法	工事進行基準における原価比例法によっております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)、連結会計基準第44－５項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び財政状態に与える影響はありません。

（追加情報）

１．退職給付制度の移行

一部の連結子会社は、平成27年４月１日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用しております。

本制度移行に伴い、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が１億８百万円減少しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2％から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は９百万円減少し、法人税等調整額が10百万円、その他有価証券評価差額金が０百万円、それぞれ増加しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額	1,262百万円
有形固定資産の減損損失累計額	95百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	―	―	3,500,000
合計	3,500,000	―	―	3,500,000
自己株式				
普通株式	1,759	―	―	1,759
合計	1,759	―	―	1,759

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	87	25.00	平成27年３月31日	平成27年６月26日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	52	15.00	平成27年９月30日	平成27年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年６月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　69百万円

② １株当たり配当額　20円

③ 基準日　平成28年３月31日

④ 効力発生日　平成28年６月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの営業規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を１年ごとに点検し、必要に応じて与信限度額を見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達としており、長期借入金は主に投資に係る資金調達としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会に諮り、承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰実績・見込を作成するなどの方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（(注２）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	949	949	―
(2) 受取手形及び売掛金	6,645	6,645	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	111	111	―
(4) 支払手形及び買掛金	(4,055)	(4,055)	―
(5) 短期借入金	(100)	(100)	―
(6) 長期借入金	(400)	(401)	1

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	66	111	44
合計		66	111	44

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内
現金及び預金	949
受取手形及び売掛金	6,645
合計	7,595

（注４）長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

区分	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
長期借入金	159	159	80	―	―

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,412円00銭

１株当たり当期純利益金額　41円23銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,233**	**流動負債**	**4,817**
現金及び預金	776	買掛金	3,514
受取手形	160	短期借入金	100
売掛金	5,907	１年内返済予定の長期借入金	159
商品及び製品	385	未払金	282
仕掛品	80	未払費用	145
原材料	236	未払法人税等	54
前払費用	45	未払消費税等	217
未収入金	129	前受金	6
繰延税金資産	169	預り金	45
関係会社短期貸付金	285	賞与引当金	217
その他	59	短期解約損失引当金	9
貸倒引当金	△0	製品保証引当金	7
固定資産	**1,802**	受注損失引当金	26
有形固定資産	**633**	工事補償引当金	20
建物	447	資産除去債務	7
構築物	18	その他	2
機械及び装置	5	**固定負債**	**336**
工具、器具及び備品	93	長期借入金	240
土地	64	長期未払金	63
建設仮勘定	3	資産除去債務	33
無形固定資産	**62**	**負債合計**	**5,154**
ソフトウェア	62	(純資産の部)	
投資その他の資産	**1,106**	**株主資本**	**4,853**
投資有価証券	47	**資本金**	**523**
関係会社株式	242	**資本剰余金**	**498**
出資金	1	資本準備金	498
関係会社長期貸付金	266	**利益剰余金**	**3,833**
前払年金費用	174	利益準備金	106
繰延税金資産	14	その他利益剰余金	3,726
差入保証金	377	別途積立金	3,550
その他	33	繰越利益剰余金	176
貸倒引当金	△50	**自己株式**	**△1**
		評価・換算差額等	**28**
		その他有価証券評価差額金	28
資産合計	**10,036**	**純資産合計**	**4,881**
		負債・純資産合計	**10,036**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		16,865
売上原価		13,295
売上総利益		3,569
販売費及び一般管理費		3,368
営業利益		200
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
保険事務手数料	1	
その他	5	39
営業外費用		
支払利息	4	
支払手数料	3	
店舗等解約費用	2	
固定資産除却損	2	
貸倒引当金繰入額	15	
その他	4	32
経常利益		207
税引前当期純利益		207
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	44	84
当期純利益		122

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	523	498	498	106	3,550	207	3,863	△1	4,884
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△139	△139	—	△139
当期純利益	—	—	—	—	—	122	122	—	122
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会社分割による減少	—	—	—	—	—	△13	△13	—	△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△30	△30	—	△30
当期末残高	523	498	498	106	3,550	176	3,833	△1	4,853

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	42	42	4,926
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△139
当期純利益	—	—	122
自己株式の取得	—	—	—
会社分割による減少	—	—	△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14	△14	△14
当期変動額合計	△14	△14	△45
当期末残高	28	28	4,881

個別注記表

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法を採用しております。

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、パーソナルコンピュータ及び関連商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、中古商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
ただし、携帯端末修理の仕掛品は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 原材料…… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～39年
構築物	10年
機械及び装置	６年
工具、器具及び備品	４～６年

(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…… 従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 短期解約損失引当金…… 当社で加入申込をした携帯電話契約者が短期解約した場合に、当社と代理店委託契約を締結している電気通信事業者に対して返金すべき手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づき短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金…… 製品の無償補修に係る支出に備えるため、発生額を個別に見積もることができる費用については当該費用を、その他については過去の無償補修実績を基礎として無償補修見込額を計上しております。

(5) 受注損失引当金…… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、当期末における損失見積額を計上しております。

(6) 工事補償引当金…… 工事請負契約書等に基づく、工事の瑕疵担保期間内に発生する補償費用に備えるため、過去２年間の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

(7) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌期から処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

5．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合 工事進行基準によっております。

・上記の要件を満たさない場合 工事完成基準によっております。

・決算日における工事進捗度の見積方法 工事進行基準における原価比例法によっております。

６．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び財政状態に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	1,172百万円
有形固定資産の減損損失累計額	95百万円
２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	603百万円
短期金銭債務	1,769百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	1,833百万円
材料費及び外注費	2,708百万円
業務委託費	16百万円
その他	25百万円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	23百万円
その他	6百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,759株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産（負債）の発生の主な原因別内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金	67百万円
未払事業税	7百万円
税務上の繰越欠損金	50百万円
その他	44百万円
繰延税金資産合計	169百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
貸倒引当金	15百万円
長期未払金	19百万円
減損損失	22百万円
税務上の繰越欠損金	12百万円
その他	35百万円
小計	105百万円
評価性引当金	△16百万円
繰延税金資産合計	88百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12百万円
前払年金費用	△53百万円
その他	△8百万円
繰延税金負債合計	△73百万円
繰延税金資産の純額	14百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は８百万円減少し、法人税等調整額が９百万円、その他有価証券評価差額金が０百万円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

１．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	三菱電機㈱	東京都千代田区	175,820	電気機器の製造及び販売	(被所有)直接 23.2	同社製品の販売・保守及び同社製品他の購入	各種製品の販売、据付・修理・保守点検、業務の受託	1,823	売掛金	547
							各種製品の購入、据付・修理、業務の委託	2,237	買掛金 未払金 未収入金	1,545 72 32

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

２．子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	コムテックサービス㈱	大阪市北区	50	携帯情報通信端末の販売	直接 100.0	携帯情報通信端末販売に関する社員の出向、設備賃貸等	出向料及び設備賃貸料の受取など	135	未収入金	12
							資金の貸付	60	関係会社短期貸付金	7
							利息の受取	0	関係会社長期貸付金	40
子会社	西菱電機フィールディング㈱	横浜市西区	14	電気通信工事業及び通信機器据付・保守・修理	直接 100.0	工事・保守サービスの委託等	工事・保守サービス等の委託	163	買掛金	78
							利息の受取	0	関係会社長期貸付金	4
子会社	西菱電機エンジニアリング㈱	兵庫県伊丹市	60	無線通信機器類及び当該システムの製造・販売	直接 100.0	無線通信機器等の購入等	無線通信機器等の購入	256	買掛金	50
							資金の貸付	320	関係会社短期貸付金	150
							利息の受取	5	関係会社長期貸付金	350
子会社	鳥取西菱電機㈱	鳥取県鳥取市	10	無線通信機器類の研究開発・設計	直接 100.0	無線通信機器等の開発・設計委託等	無線通信機器等の開発・設計委託	51	買掛金	3

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
３．出向料に関しては、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
４．子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は短期貸付金は期間１年以内で月賦返済、長期貸付金は期間５年以内で月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

３．兄弟会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
その他の関係会社の子会社	㈱ダイヤモンドテレコム	東京都中央区	450	携帯情報通信端末の販売・取次及び携帯情報通信端末の修理	―	販売手数料の収受、商品の仕入及び携帯情報通信端末の修理受託	携帯情報通信端末の販売手数料及び携帯情報通信端末の修理受託	4,761	売掛金	659
							携帯情報通信端末の仕入	3,623	買掛金	441

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。
３．株式会社ダイヤモンドテレコムからの販売手数料の収受については、携帯電話のユーザへの販売に対して、電気通信事業者から当該会社を介して当社に支払われるものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　1,395円45銭
１株当たり当期純利益金額　35円08銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　弘　泰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西菱電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

西菱電機株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　合　弘　泰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　田　信　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西菱電機株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の業務の状況を調査し、必要に応じて事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月13日

西菱電機株式会社　監査役会

常勤監査役　秦　康明 ㊞

監査役（社外監査役）　池内久夫 ㊞

監査役（社外監査役）　森　弘史 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

第50期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円　配当総額は69,964,820円

なお、１株につき15円の中間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき35円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名を増員し、取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当、
重要な兼職の状況及び選任理由</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>西岡伸明（にしおかのぶあき）
(昭和32年１月12日生)
再　任</td><td>平成４年８月　当社総務部長
平成５年２月　当社取締役
平成14年４月　当社取締役副社長
平成19年６月　当社代表取締役副社長
平成20年４月　当社代表取締役社長（現任）</td><td>614,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
取締役就任以来経営者としての経験を積み、代表取締役社長就任後は、経営トップとして当社グループの経営を牽引するとともに、コーポレートガバナンスの強化を含む経営改革を強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>後呂勝博（うしろかつひろ）
(昭和26年７月23日生)
再　任</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成14年６月　当社常勤監査役
平成16年６月　当社取締役上席執行役員 企画管理統括
平成20年４月　当社常務取締役 経営管理担当
平成23年４月　当社専務取締役 経営企画・技術部門・子会社担当
平成27年４月　当社専務取締役 経営企画・子会社担当（現任）</td><td>40,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
入社以来、技術・管理の各部門を幅広く経験し、取締役就任後は経営企画・管理及びグループ会社を統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しているほか、経営戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当、
重要な兼職の状況及び選任理由</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>にしいきよし
西 井 希 伊
（昭和30年11月13日生）
再　任</td><td>昭和54年４月　西菱電機販売株式会社入社
平成18年４月　当社執行役員 東京支社長
平成20年６月　当社取締役
平成23年４月　当社常務取締役 販売統括・端末販売担当
平成27年４月　当社常務取締役 事業担当（現任）</td><td>12,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
入社以来、各事業の営業部門を幅広く経験し、取締役就任後は営業部門を統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しているほか、営業戦略の策定・実行を中心となって強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>はまつとしお
濱 津 俊 男
（昭和30年９月27日生）
再　任</td><td>昭和53年４月　旭化成工業株式会社入社
平成10年10月　当社監査室長
平成14年６月　当社執行役員 監査室長
平成20年６月　当社取締役 コンプライアンス推進担当
平成24年４月　当社取締役 監査・法務・輸出管理・知的財産・ＣＳＲ担当（現任）</td><td>10,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
入社以来、内部監査及び法務部門を経験し、取締役就任後は監査・法務・輸出管理・知的財産・CSRを統括するなど、当社グループの事業・経営に精通しているほか、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の確立を強力に推進してまいりました。今後も引き続き、これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの企業価値の持続的向上に活かせるものと判断し、取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当、
重要な兼職の状況及び選任理由</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>かとうまさとし
加 藤 雅 敏
（昭和28年12月20日生）
新　任</td><td>昭和53年４月　三菱電機株式会社入社
平成19年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所長
平成22年６月　大井電気株式会社取締役
平成24年12月　当社入社
平成27年４月　当社常務執行役員 品質管理室長
平成28年４月　当社常務執行役員 技術統括本部長（現任）</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
三菱電機株式会社の製作所長や大井電気株式会社の取締役を歴任し、当社グループにおいては開発・品質管理部門を統括し製品・サービスの開発及び品質向上に大きく貢献するなど、企業経営及び「ものづくり」における豊富な経験・実績・見識を有しております。これらのことから、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、新任取締役候補者としたものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>かないたかし
金 井　　隆
（昭和32年８月31日生）
新　任</td><td>昭和56年４月　三菱電機株式会社入社
平成19年４月　同社京都製作所経理部長
平成25年６月　東芝三菱電機産業システム株式会社取締役
平成28年６月　同社取締役退任予定</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
三菱電機株式会社京都製作所の経理部長や東芝三菱電機産業システム株式会社の取締役を歴任し、各社の経営戦略・経営管理に大きく貢献されてきたほか、財務・会計に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらのことから、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、新任取締役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	所有する当社株式の数
7	こにし　しんたろう 小西　新太郎 （昭和27年５月22日生） **再　任** **社　外** **独立役員**	昭和50年４月　小西酒造株式会社入社 昭和57年５月　同社常務取締役営業本部長 平成元年６月　同社代表取締役副社長 平成３年６月　同社代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 小西酒造株式会社 代表取締役社長	―株
	【選任理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任以降は、経営から独立した客観的・中立的な立場から、経営全般の妥当性・適正性を確保するための有益な助言・提言及び意思決定をいただいております。今後も引き続き、当社グループの企業価値の持続的向上のために適切な人材であると判断し、社外取締役候補者としたものであります。		

（注）１.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.小西新太郎氏は社外取締役候補者であります。

３.小西新太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

４.当社は、社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。当該規定に基づき、社外取締役である小西新太郎氏と当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案のご承認をいただき同氏が引き続き社外取締役に就任した場合、当該契約を継続することを予定しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

５.各取締役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、12頁に記載のとおりであります。

第３号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、井上凡平氏は社外監査役池内久夫氏の補欠者であり、近藤勝氏は社外監査役森弘史氏の補欠者であります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、重要な兼職の状況
及び選任理由</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>いのうえ　　ぼんぺい
井　上　　凡　平
(昭和22年３月29日生)
社　外
独立役員</td><td>昭和44年４月　株式会社神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
昭和63年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）池袋駅支店長
平成６年６月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）兜町支店長
平成９年６月　神戸土地建物株式会社専務執行役員
平成21年６月　当社常勤監査役
平成25年６月　当社常勤監査役退任</td><td>―株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
長年にわたる金融機関での経験・知識を有しており、平成21年６月から平成25年６月までの４年間にわたり当社の社外監査役として取締役の職務の執行に関する監査機能を十分に発揮するなど、適切な役割を果たしていただきました。これらの経験・知識を、当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、重要な兼職の状況 及び選任理由	所有する当社株式の数
2	近藤　勝（こんどう　まさる） （昭和37年11月18日生） **社　外**	昭和60年４月　三菱電機株式会社入社 平成19年４月　同社三田製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成21年４月　同社群馬製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成24年４月　同社関西支社 総務部長兼コンプライアンスマネージャー 平成26年４月　同社コミュニケーション・ネットワーク製作所 総務部長兼コンプライアンスマネージャー（現任）	―株
	【選任理由】 三菱電機株式会社コミュニケーション・ネットワーク製作所の総務部長兼コンプライアンスマネージャーであり、長年にわたり培ってきたビジネス経験及びコンプライアンスを含む幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。なお、近藤勝氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

（注）１．各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．井上凡平及び近藤勝の両氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．当社は、本議案のご承認をいただき井上凡平氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、その独立性の判断基準は、会社法上の社外要件に加え、同取引所の定める独立性基準を充足することとしております。

４．近藤勝氏は昭和60年４月から現在までの間、その他の関係会社である三菱電機株式会社の使用人であり、特定関係事業者の業務執行者であります。また、同氏はその期間、使用人としての給与を得ております。

５．当社は、監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款に監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を設けております。本議案のご承認をいただき井上凡平氏もしくは近藤勝氏が監査役に就任した場合、当該規定に基づき会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

６．各監査役候補者の指名・選任を行うにあたっての方針と手続は、12頁に記載のとおりであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　兵庫県伊丹市中央六丁目２番33号
　　伊丹シティホテル　３階　光陽の間
電話　(072) 777－1111

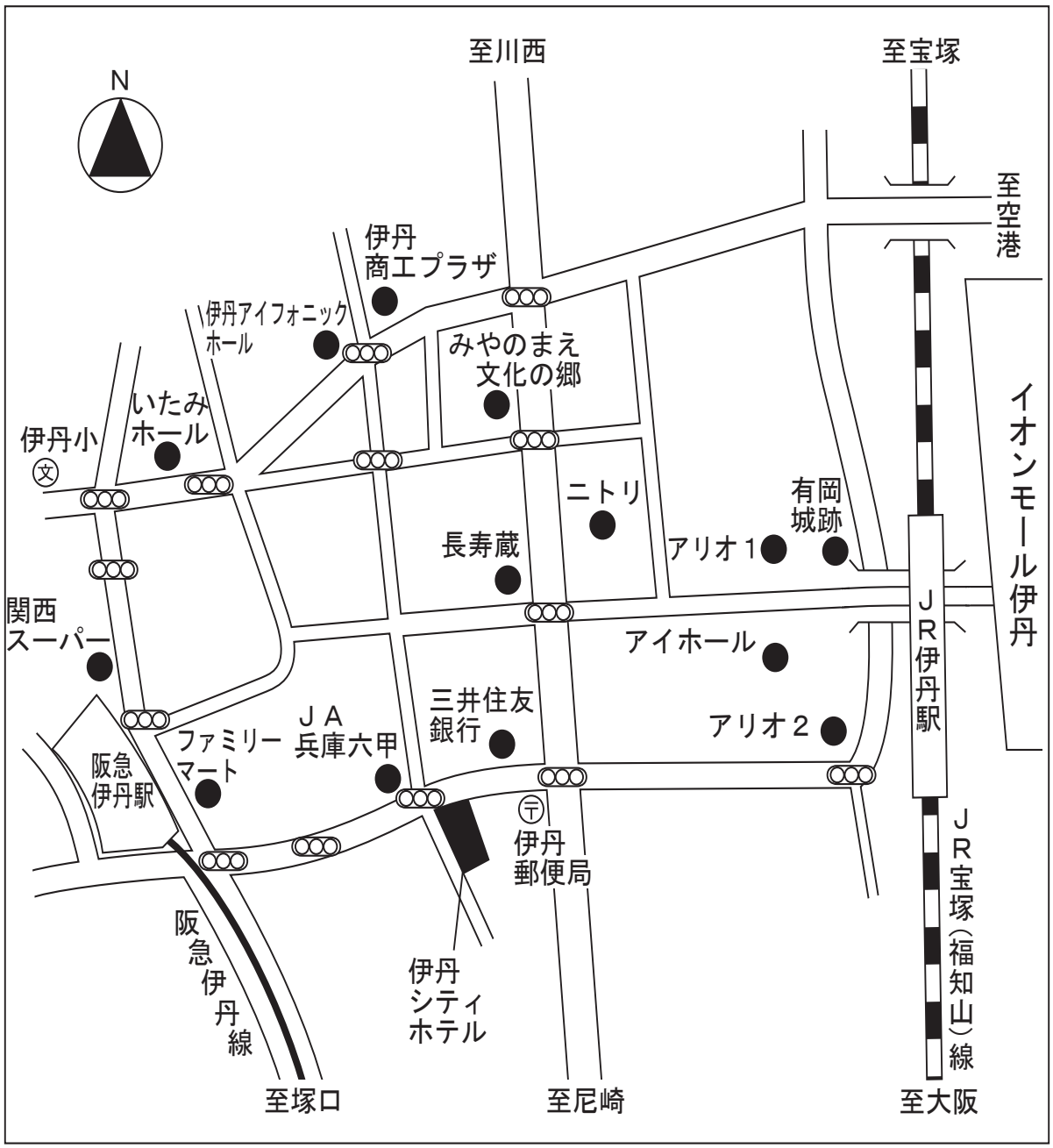

〈交通機関〉
阪急伊丹線（神戸本線塚口駅経由）「伊丹駅」より東へ徒歩約８分
ＪＲ宝塚（福知山）線「伊丹駅」より西へ徒歩約10分

（ご照会先）西菱電機株式会社　人事総務部
〒664－0847　兵庫県伊丹市藤ノ木三丁目５番33号
電話（072）771－3811